

さいたま市告示第757号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業名

- さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業

2 指定した道路の概要

- (1) 名称 都3・5・71広ヶ谷戸原山線の一部
- (2) 幅員 16.37m～17.5m（標準幅員14.0m）
- (3) 延長 83.00m

3 道路の指定場所

- 次の表のとおり

土地の表示				
区名	大字・町名	字・丁目	地番	
緑区	中尾	緑島	2656番1	一部
緑区	中尾	緑島	2656番2	一部
緑区	中尾	緑島	2656番5	一部
緑区	中尾	緑島	2659番2	一部
緑区	中尾	緑島	2659番4	一部
緑区	中尾	緑島	2659番13	一部
緑区	中尾	緑島	2659番14	一部
緑区	原山	四丁目	305番10地先から 859番6地先まで	主要地方道 さいたま川口線

4 道路の指定年月日

- 令和7年4月25日